

令和8年10月1日

公 示

陸上自衛隊久留米駐屯地
業務隊長 木 原 好 浩

令和9年度陸上自衛隊久留米駐屯地において、展示即売店を設置し経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地厚生センター(屋内)及び厚生センター駐車場(屋外)

4 募集業種

訓練用品、スポーツ用品、キャンプ用品、家庭用災害備蓄品、メガネ、栄養食品、食品（和洋菓子、果物、野菜等）、寝具、化粧品、娯楽用品、便利グッズなど

5 募集要領及び仕様書等の配布

(1) 期 間

令和8年10月1日（木）から10月15日（木）の平日9時00分から17時00分の間（13時00分から14時00分を除く。）

(2) 募集要領の入手方法

下記官署に電話で、「募集要項」希望の旨をお知らせください。

〒839-8504

福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊厚生科（担当：荒巻・井手）

0942-43-5391（内線763・761、FAX774）

ア 直接入手する場合

上記官署まで直接受け取りに来て下さい。

イ 郵便にて入手する場合

封筒の表に「募集要項請求」と記入の上、270円切手を貼って宛先を記入した
返信用封筒角形2号（A4版）を同封して請求して下さい。

ウ ホームページから入手する場合

西部方面会計隊ホームページからダウンロードしてください。

6 その他

細部内容は、募集要領等による。

「陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置
及び経営」募集要領

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊久留米駐屯地において、隊員、来庁者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集いたします。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省との契約等から排除する要請があり、当該状態が継続している者及び排除要請があった暴力団関係者を下請等として使用していないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地

4 募集要領・仕様書説明会・現場説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。なお、令和8年度実施業者についてはこの限りではありません。

(1) 募集要領・仕様書説明会

ア 日時：令和8年10月16日（金）14時00分～

イ 場所：陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（128号庁舎2階）予定

ウ 携行品：募集要領、仕様書

(2) 現場説明会

ア 日時：募集要領・仕様書説明会日（説明会終了後）

イ 場所：陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（予定）及び現地

※参加希望者（各業者2名以内）は、令和8年10月15日（木）17時00分までに会社名、氏名、連絡先をご連絡下さい。

電 話0942（43）5391代（内線763・761）

久留米駐屯地業務隊厚生科厚生班 荒巻・井手

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 業 種

原則として常設売店と競合する商品以外の自衛隊訓練用品、スポーツ用品、キャンプ用品、家庭用災害備蓄品、メガネ、栄養食品、食品（和洋菓子、果物、野菜等）、寝具、化粧品、娯楽用品、便利グッズなど。不明な場合はお問い合わせください。

(3) 店舗数

ア 厚生センター1F（屋内）の使用可能日（「展示即売店出店希望表（別紙様式第4）」を参照）で、各日4区画以内

（1区画6㎡、2区画以上又は全区画使用も可とする。）

※ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

イ 厚生センター駐車場（屋外）の使用可能日（「展示即売店出店希望表（別紙様式第4）」を参照）で、各日1区画

(4) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、アの書類を期限までに提出持参すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書3部（別紙様式第2）

次の事項について、必ず記載すること。

① 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

② 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

③ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

④ 衛生管理方法

⑤ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

⑥ 陸上自衛隊における営業方針

⑦ 会社概要

⑧ その他のアピールポイント

⑨ 年間の展示即売店出店要望表（別紙様式第4）

(ウ) 企画提案書付属書類3部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。

① 業務確約書（別紙様式第5）

② 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

③ 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

④ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

⑤ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

⑥ 印鑑証明書

⑦ 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（必要な物のみ）

⑧ 誓約書（別紙様式第6）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを、②、③及び④に定める書類に代

えることができる。

イ 提出先

〒839-8504

福岡県久留米市国分町100

久留米駐屯地業務隊厚生科（担当：荒巻・井手）

電話0942（43）5391（代） 内線763・761

ウ 提出期限

令和8年10月30日（金）17時00分まで必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省との契約等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出期限後の提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を決定する。ただし、決定業者に辞退や失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、必要に応じて見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については別途通知する。

また、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、抽選を行い決定する。

出店日等については、展示即売会実施可能業者の年間出店要望日とする。ただし、使用可能日のみとし使用可能区画数を超過する場合は、抽選により決定する。

8 決定日等

(1) 決定日

令和8年11月6日（金）予定

電話及び郵送等により、実施可能業者に決定した業者にのみ通知する。

(2) 決定業者説明会（年間の出店日及び区画数の抽選及び決定を含む。）

令和8年11月12日（木）15時00分

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（128号庁舎2階）予定

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、(1)の書類を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類（別途通知）
国有財産（防衛省行政財産）使用許可申請書、誓約書、役員名簿
- (2) 提出先
〒839－8504
福岡県久留米市国分町100
陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊厚生科（担当：荒巻・井手）
電話0942（43）5391（代） 内線763・761
- (3) 提出期限
令和8年11月12日（木）15時00分まで必着

10 その他

- (1) 出店要望日に沿うことができない場合がありますので、ご了承下さい。
- (2) 各月の出店日等の調整要領については、仕様書のとおり。

別紙様式第 1

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

陸上自衛隊久留米駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

設置業種	
------	--

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

別紙様式第2

企 画 提 案 書

会 社 名：

設置業種：

① 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
② 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字基準）
③ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字基準）
④ 衛生管理方法（200字基準）

⑤ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字基準)
⑥ 陸上自衛隊における営業方針・実績等 (200字基準)
⑦ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
⑧ その他のアピールポイント (200字基準)
⑨ 展示即売店出店要望表 (別紙様式第4)

[illegible]

別紙様式第 4

展示即売店出店希望表

1 厚生センター 1 F (屋内)

1 日当たりの使用希望区画数	区画
(1 区画 : $2\text{ m} \times 3\text{ m} = 6\text{ m}^2$ 、4 区画まで)	m^2

※区画は付紙第 1 参照

2 厚生センター駐車場 (屋外)

1 日当たりの使用希望区画数	1 区画
(1 区画 : $5\text{ m} \times 6\text{ m} = 30\text{ m}^2$)	30 m^2

※区画は付紙第 2 参照

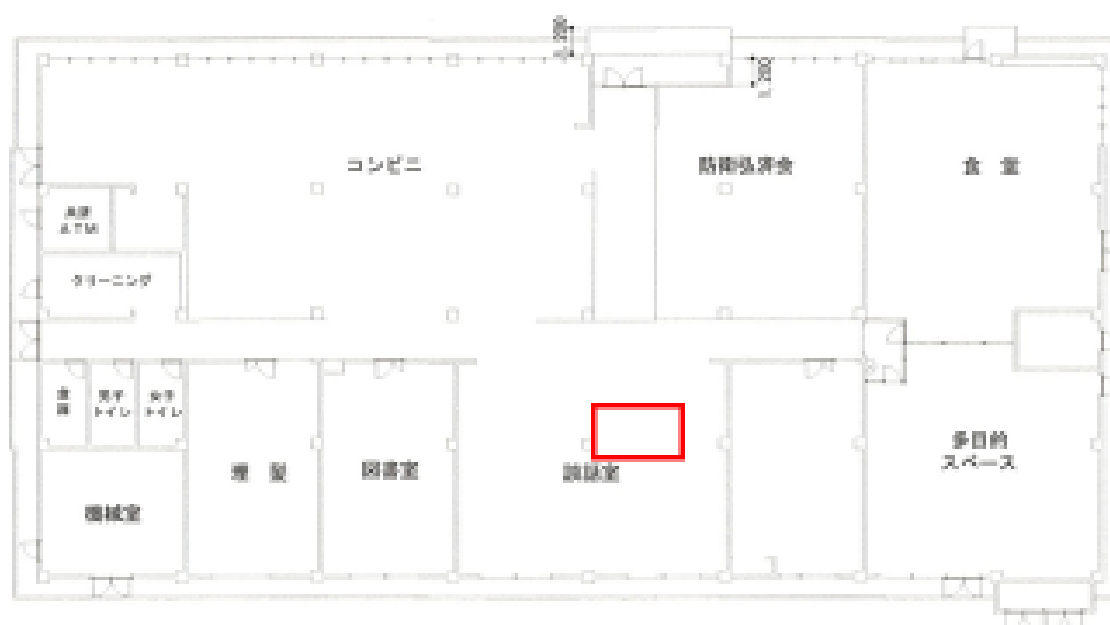
3 出店希望 (各月の日数を記入)

月	日 数	月	日 数	月	日 数	月	日 数
4		7		10		1	
5		8		11		2	
6		9		12		3	
小計		小計		小計		小計	
						計	

※使用日については、使用しようとする月の前月 20 日までに担当者調整するものとする。ただし、その日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該調整を行うことが妥当でないと官側が定めた日（以下「休日」という。）である場合には、その前において直近の休日でない日までに担当者調整するものとする。

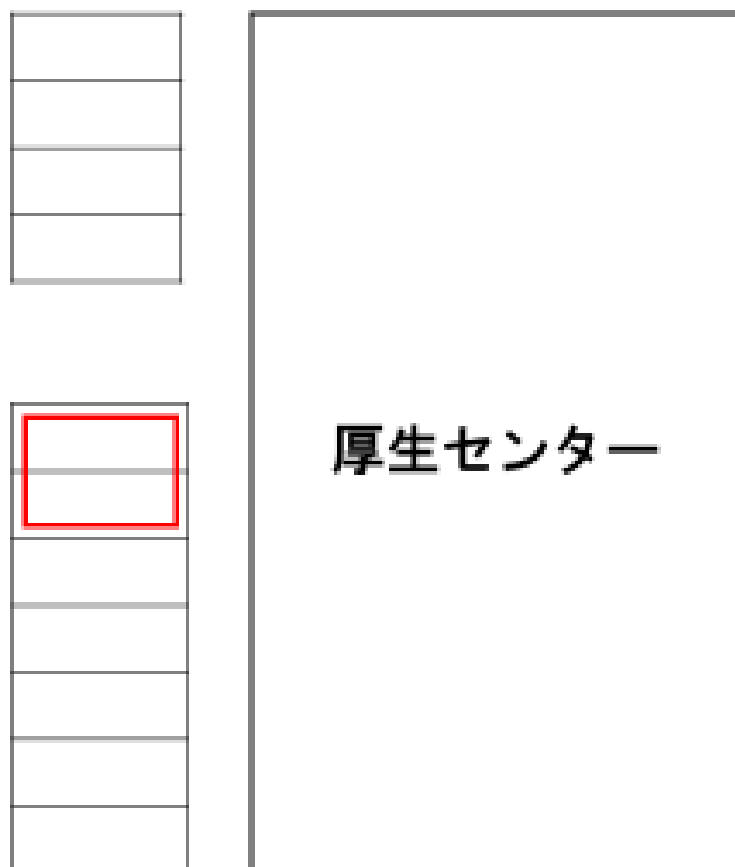
久留米駐屯地展示即売店配置図 厚生センター（屋内）

1 区画 $2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$ （4 区画 24m^2 ）



久留米駐屯地展示即売店配置図
厚生センター（屋外）

1 区画 $5\text{m} \times 6\text{m} = 30\text{m}^2$ （1 区画）



別紙様式第 5

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

別紙様式第6

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団

体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

年 月 日

[illegible]

「陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置
及び経営」仕様書

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産（防衛省行政財産）の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産（防衛省行政財産）の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産（防衛省行政財産）の使用許可は、九州防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が国有財産（防衛省行政財産）を使用するとき。

イ 国有財産（防衛省行政財産）の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

ウ 国有財産（防衛省行政財産）の使用許可の相手方が暴力団関係者に該当することが判明したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産（防衛省行政財産）使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産（防衛省行政財産）使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産（防衛省行政財産）使用料を支払うこと。令和9年度の国有財産使用料については、未定のため、決定次第通知する。

※1 m²あたりの国有財産（防衛省行政財産）使用料（令和8年度実績）

【屋内】日額 約29円/m²（消費税別）

【屋外】日額 約22円/m²（消費税別）

なお、国有財産（防衛省行政財産）使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。また、展示即売店を設置しなかった場合の使用料は返還しない。

7 業務期間・時間

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。営業時間は、原則として、9時00分から18時00分とし、それ以外は別途協議する。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 販売業務にあたり、電気・水の供給は、官側は一切行わない。必要な電気・水は

丙が準備することとする。

- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 使用日については、使用しようとする月の前月 20 日までに電話等で担当者と調整のうえ決定するものとする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 その他の条件

国の行事、緊急時等は使用不可とする